

高等学校における歴史人物学習の可能性

—教科書分析と授業開発を手がかりに—

竹中伸夫

The Possibility of History Education Taking up a Person in the Past in Senior High School

— Based on an analysis of textbooks in England and on the development of lessons —

Nobuo TAKENAKA

(Received October 1, 2014)

The aim of this study is to inquire the possibility of History Education taking up a person in the past in senior high school in the based on an analysis of textbooks in England and on the development of lessons.

Consequently, I explained a method defined the learning by analyzing the person in the past, and made the four prefectures of this method differed from a method by sympathizing clear by the analysis of textbooks in England. And I developed the lessons accepted the four prefectures, “Toshimichi Ookubo and the samurai are discontented including Ichiro Shimada”

Key words : History Education, Person in the Past, England, Development of lessons, Curriculum

I. 問題の所在

本小論の目的は、高等学校の歴史教育において、歴史上の人物を扱うこと（以下、歴史人物学習と呼ぼう）の可能性を論じるものである。

そもそも、現行の学習指導要領によれば、小学校の場合、例えば小学6年においては、国家や社会の発展に大きな働きをした先人の業績について興味・関心と理解を深めることを目標とし、42人の具体的な人物が上げられている¹⁾。また中学校の場合、国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物を理解・尊重することが目標としてあげられ、「歴史のとらえ方」において、歴史上の人物や出来事などについて調べる活動が導入単元として設定されている。この時人物に対する興味・関心を育て、それぞれの人物が果たした役割や生き方について時代的背景と関連付けて考察することも求めている²⁾。他方高等学校においては、わずかに世界史A、Bにおいて、内容として日本と世界との関係や交流について、人やものの中から適切な事例を取り上げ、日本の歴史と世界の歴史とのつながりに気付かせる、とあるだけで³⁾、目標に人物を取り上げることについての記載は

なく、歴史人物学習があまり想定されていないことがうかがえる。

なぜ、このような現状なのか。歴史上の人物を教材として取り上げるということは、歴史の主体を通して歴史事象を学ばせるのであるから、単なる歴史上の事件を取り上げるよりも感情移入しやすく、共感的に取り上げ易くなる。そのため、小学校と中学校の学習指導要領の目標にもあるように、歴史学習において人物を取り上げる場合、我が国や地域の歴史において優れた業績をのこした偉人を共感的に取り上げ、その業績によって自らの属する国家・社会の発展が結実したことを学ばせ、偉人、ひいては国家・社会に愛着を持たせることを目的とした学習（人物理解学習と呼ぼう）となる可能性が高く、そのような歴史学習が、高等学校段階において必要か否かを考えた結果なのではないだろうか。しかし果たして、歴史学習において歴史上の人物を取り上げる場合、この方略しかないのだろうか。

そのため本小論では、上記のような問題意識から、日本の高等学校段階に相当するイングランドのKS4（14～16歳）の学生を主たる対象とした、歴史上の人物を取り上げた教科書シリーズを分析し、そこから得られた知見をもとに授業開発を行うことで、従来の共

感型とは異なる歴史人物学習の方略を具体的に解明し、高等学校段階における歴史人物学習の可能性を探ることを目的とする。

分析対象は、「歴史を作った人々」シリーズである。2004～2005年にかけてCollins社から出版された全16冊のシリーズである。以下、Ⅱにおいて本シリーズにおける歴史人物学習の構造を解明する。そのためにまず(1)で、任意の1冊『エリザベスⅠ世』⁴⁾を手がかりにその学習の構造を明らかにし、続く(2)で全16冊においてどのような人物が取り上げられているのかを分析することとしたい。以上を踏まえて、Ⅲでそれらの知見をもとに授業開発を試みる。

Ⅱ. 「歴史を作った人々」シリーズにおける歴史人物学習—人物分析学習としての歴史人物学習—

(1) 学習の構造—個人の行為の社会的意義・影響についての評価・解釈構築—

『エリザベスⅠ世』の記述を訳出し、その内容から本シリーズにおける歴史人物学習の構造をまとめたものを表1として作成した。表中の「単元名」は訳出により、それ以外は筆者の分析による。以下、表1に基づき考察を行う。

表1より、本教材は大きくは3つに分けることができ、全体として、エリザベスⅠ世に関して、与えられた情報や歴史家の解釈の吟味を通して、彼女の行為の社会的意義・影響について評価・解釈を構築する学習となっているとまとめられる。

第1の部分は、小単元「歴史科の見解はなぜ異なるのか?」、「エリザベスⅠ世の生涯年表」、「エリザベスⅠ世:その生涯を簡潔に」からなり、歴史の解釈は多様であるということとその要因、およびそれらの論理的帰結として解釈である歴史を吟味・検証し続けていかなければならないことが説明される。その上で、エリザベスⅠ世の生涯について、基本的な情報が提示されている。この2つの学習内容は、今後提示されることになるエリザベスⅠ世の業績とその社会的影響に関して、解釈を構築・吟味する必要性を自覚させ、そのための基礎情報を提供している部分と解釈することができる。そのため、課題の意義を説明し、その準備として対象を知る部分、課題を明確化している部分といえる。

続く第2の部分は小単元「エリザベスⅠ世の対外政策はどのくらい首尾一貫していたか?」から「エリザベス統治期の議会は、どの程度権力を有していたか?」が相当し、実際に課題を実施する部分といえる。ここでは、エリザベスⅠ世の業績とその社会的影響に関して、主人公が特に功績を残した対外政策、宗教政策、

議会政策という3つのテーマにそれぞれについて、検証対象である解釈とその証拠となる事実とを提示し、解釈構築・検証をおこなっている部分となっている。ただし、その提示の方法に2つのタイプが存在する。1つは、対外政策において行われているように、異なる解釈を2つ並列で提示し、その比較考量を求める方法、もう1つは、宗教政策と議会政策において行われているように、一方を新しい解釈として提示し、その変化を追認するかどうかを検証する方法である。前者が一致した結論が出ていないテーマに関して解釈構築を行うときの方略、後者が、近年解釈が見直されつつあるテーマに関して解釈を行うときの方略と考えられる。

そして第3の部分は「エリザベスⅠ世:評価」が相当する。ここでは、エリザベスⅠ世の業績・影響に対する全体的評価(一般論)とその現代的意味が提示されている部分である。これまで個別のテーマに関してその業績の意義や影響を検証してきた人物に関して、初めてその現代的意味に関する指摘も踏まえて、その人物の全体的評価を紹介しており、これまでの学習の必然的帰結として、この全体的評価や現代的意味に対する解釈に対して検証することになろう。ということは、残された課題として、その人物の全体的評価と現代的意味の評価が残っていることを指摘する部分と考えられる。

以上のことから、本シリーズは、冒頭でまとめたように、解釈の構築の必要性を指摘し、そのための基礎情報と先行する研究者の解釈を提示・検証することで、個人の行為の社会的意義・影響(現在へのそれも残された課題として含む)について評価・解釈を構築する学習となっているとまとめられる。

(2) 人物選択基準—英国の現状に影響を与えている出来事に異なる立場(思想)で関与した人物—

では、本シリーズでは、全体としてどのような人物が学習対象として取り上げられているのだろうか。本シリーズで取り上げられている人物の一覧をもとに、その人物選択基準を分析したものを表2として作成した。表中の「教科書名」は訳出により、それ以外は筆者の分析による。以下、表2に基づき考察を行う。

表2より、本シリーズでは、全部で16人(全16巻で、ヒトラーについてのみ2巻からなり、ケネディとジョンソンについては、2人で1巻となっている)の人物が取り上げられている。(1)でまとめたように、個人の行為の社会的意義・影響(現代へのそれも残された課題として含む)について評価・解釈を構築する学習の対象としてこの16人が選ばれているのだから、それらの人物がいかなる行為や出来事に関わったのか、

表1 『エリザベスI世』の単元構成

単元名		主な学習内容		主な学習内容	
歴史家の見解はなぜ異なるのか？		歴史家は過去の出来事、なかんずく過去の出来事に対する個人の役割に対して異った評価を下しがちであること 歴史を研究するとは、証拠に基づき、解釈を行い、その正当性を巡って議論を重ねることであること	多様であること	歴史とは多様であること およびその要因 解釈構築の必要性の自覚	学習課題の明確化
	不十分な証拠	証拠となる歴史的事実が十分にそろわなくとも、これまでの専門的な知識と判断に基づき、見解を構築することがあること	その要因		
	新しい証拠	新しい証拠が見つかり、歴史家がそれを吟味することで、ある事象に対する見方が変わることがあること			
	歴史の「哲学」？	マルクス主義のように、歴史事象に対する歴史家の判断に影響を与えるような特定の見方を有している歴史家も多々いること			
	個人の役割	歴史を特定の個人の営為によって形成されるものと見るか、その時代の社会的、経済的、宗教的な風潮の影響の方が大きいと見るか判断が分かれていること			
	同一の歴史的な根拠に対して異なった評価を下すこと	上記すべてにおいて同じ状況であったとしても、ある証拠が重要か否かにおいて評価が異なり、解釈が異なることもあること			
	歴史家の見解はほぼ異なる	歴史は可変であるという見方を受け入れ、断続的に議論を重ねていくしかないこと			
エリザベスI世の生涯年表		誕生から死去までの主な出来事 家族の死、王位継承、いくつかの反乱、結婚の失敗、外交交渉、アルマダ海戦など	主要な出来事	エリザベスI世の業績、およびその社会的影響について解釈構築を行うこと	エリザベスI世とはいかなる人物か 解釈構築のための基礎情報の提供
エリザベスI世：その生涯を簡潔に	彼女はどのようにして歴史をつつたのか？	エリザベスI世の傑出性 彼女の偉業（国教会の確立、スペインの打破、文化興隆） 処女王としてのカリスマ性 近年、優れた統治者としての見方が再評価されていること	対象人物の生涯		
	幼少期	ヘンリーVIII世と母との再婚と離婚、それに伴う王位継承権の剥奪 優れた教育を施され、特に語学力の面で秀でた能力を有するようになったこと 継母キャサリンと親密な関係を構築し、そのとりなしで王位継承権が復活したこと			
	テューダー朝中期の危機と生存	エドワードVI世の即位と引き取られたトマス・シーモア邸での危機 ノーサンバランド公によるジェーン・グレイの擁立と自身の排除 メアリーの王位継承に伴うカトリック化とワイアットの反乱の首謀者との疑いによる地位の不安定化			
	女王即位初期	1558年に女王として即位した頃の外交的・宗教的・経済的課題とそのいくつかの解決に成功したこと スコットランドにおけるフランスの影響力をそぐことに成功したこと 議会と真摯に向き合ったが、婚姻と王位継承者の件で、対立することも多かったこと			
	反乱と侵略	エリザベスI世統治期の外交・国内問題とその成功（メアリー・ステュアートのイングランドへの亡命と北部諸侯の反乱の失敗、スペインとの関係悪化とネーデルランド出兵や海軍によるスペイン船襲撃、アンジュー公アンリとの婚姻計画、リドルフィ陰謀事件からバビントン陰謀事件までと宗教的な対立とメアリーの処刑、アルマダ海戦の勝利）			
	晩年	エリザベスI世晩年期の外交・国内問題とその失敗（「エリザベス救貧法」の無効、スペインやアイルランドとの戦争の長期化と凶作による、重税・物価高騰・生活水準の低下、政府内の派閥争い） エリザベスの死去とその評価の見直しがなされつつあること			
1章 エリザベスI世の対外政策はどのくらい首尾一貫していたか？	エリザベスI世の対外政策の狙いは何か？	エリザベスI世の対外政策に首尾一貫した狙いがあったかどうかさえ、歴史家の間では意見が分かれること あったのかもしれないが、当時のイングランドは中流国家だったため、外国の方針に合わせるしかなく、首尾一貫した政策は取れなかったこと ただ、戦争に消極的だったことだけは終始一貫していること	対外政策において一貫していたこと	対外政策におけるエリザベスI世の業績とその社会的影響	学習課題の実施① 対立する複数の解釈の比較考量
	エリザベスI世の対外政策の狙いの本質	フランスやスペインからの独立を維持すること スコットランドとの国境を維持すること フランスを封じ込めること イングランドの織物貿易を保護すること 大陸における海岸線を防衛し、貿易港を死守し、対イングランド侵攻の足がかりを作らせないこと	対外政策において一貫していなかったこと		
	対外政策において方針転換したことはあったか？	当初、敵対していたフランスと同盟を結び、同じく敵対していたスコットランドから王を迎えるなど、方針が一貫していたことはなかったこと 彼女の対外政策決定に断続的に影響を与え続けたのは、資金や資源の潤沢さの度合いのみだったこと			
	エリザベスI世の対外政策はどの程度成功したか？	一見不整合に見える1559年から1590年ごろまでのエリザベスI世の対仏、対蘇外交における主要な出来事の詳細（ユグノー戦争への介入、スコットランド出兵、アンジュー公らとの婚姻交渉、仏西のカトリック同盟への抵抗など） その理由としての共通の敵スペインの存在 ネーデルランドからスペインの勢力を撃退し、スペインによるイングランド侵攻の足がかりを作らせないため、終始一貫してスペインに抵抗し続けたこと その具体的な事件の詳細（ネーデルランドでの暴動、ネーデルランド派兵、英西戦争、カディス港襲撃、アルマダ海戦、その後の敗北、アイルランドの反乱）			
	エリザベスI世の外交に関しては、成功と失敗の異なる見方が存在すること 個々の外交政策の意図と結果、その原因と評価	対外政策に関して評価が分かれること	新しい見方の提起	個人の行為の社会的意識・影響	
メアリーI世の遺産	これまでは、エリザベス女王統治期には、カトリック教徒の影響は、ほとんどなかったと言われていたが、近年、1580年代頃まで、カトリック教の影響は大きかったという見方が支持されるようになってきていること エリザベスI世の女王就任期、カトリック教の影響は、ほとんどなかったという従来の解釈に対し、むしろカトリック教の影響は大きかったという見方が支持されるようになってきていること				

2章 エリザベスにより脅威を与えたのはだれか：カトリックかピューリタンか？	カトリックの脅威はどのくらい深刻だったか？	1559年の宗教的和解に向けた挑戦	国王至上法と礼拝統一法の成立に向けたエリザベスの行動 庶民院の支持と貴族院の反対、主教の不在と法王からの指示不足の間隙をついての成立	その証拠としてのカトリックの脅威の実際	宗教政策におけるエリザベスの業績とその社会的影響	について評価・解釈を構築すること	
		エリザベスの嫡出子としての正当性	当時の世界情勢と法王の思惑の結果、エリザベスの女王就任に対し、積極的な疑義が寄せられず、支持を固め、カトリックの影響を減じる諸政策をとる時間ができたこと				
		継続性という方針	国王至上法と礼拝統一法の折衷的な内容（カトリックをあまり刺激しない、現実的かつ緩やかな両法の規定） その結果としてのカトリック教徒からの脅威の減退				
		聖職者と地方政府の問題	継続性の徹底とその罰則の緩さにより、カトリック教徒であり続けることもできたが、その必然性も乏しく、また、反抗する必要もないことから、徐々にプロテスタント化が進行していったこと				
		カトリック教徒の数	エリザベス女王統治期を通じて、カトリック教徒は減少の一途をたどったこと 1570年の教皇勅書による批判や1574年からのカトリック教会によるイングランドへの聖職者派遣も効果が無かったこと				
		暴動と反乱	北部諸侯の反乱の動機と失敗 メアリ・ステュアートの処遇を巡っての反乱計画の連続とカトリック教の根強さ これら計画の未然防止に役立ったウォルシンガム これら反乱計画の連続とその防止によってプロテスタント化に拍車がかかったこと				
	ピューリタニズムとは何か？	ピューリタンの脅威はどのくらい深刻だったか？	イングランド国教会内部からの挑戦	1559年の法制定を不十分とし、より厳格なプロテスタント信仰を求めて、法衣の問題などで対立、エリザベスがその申し出を拒否すると、教会を飛び出し、国会の場や在野で活動するようになること			その傍証としてのピューリタンの脅威の低さ
			「ピューリタンの声」と国会を通じた教会改革の試み	ピューリタンが当時の国会内でどの程度の勢力を持っていたかに関しては異なる解釈があること 議会（法律）を通じて、より厳格なプロテスタント化を志向するも、エリザベスによるメンバーの投獄や議会の閉会などのため失敗に終わったこと			
			予言と地方の清教徒の挑戦	地方での支持者獲得によって勢力を拡大することで、厳格なプロテスタント化を志向するも、主たる擁護者であったグリンダルの死と後任（ホイットギフト）による迫害によって、信仰を続けることすら難しくなったこと			
			分離派の挑戦	ホイットギフトの弾圧による信仰の秘匿化 清教徒文書の発行による抵抗 非国教徒禁止法によるピューリタンへの壊滅的打撃			
3章 エリザベス統治期の議会は、どの程度権力を有していたか？	エリザベス統治期の議会は、どの程度権力を有していたか？	16世紀、議会の役割は何か？	エリザベスI世統治期の議会は、保守的な国王側と議会の権限強化をもくろむ革新勢力による論争と対立に明け暮れていたという従来の解釈に対し、もっと協調が見られたという見方ができたこと	新しい見方の提起			
		エリザベスの個性	当時の議会は、現在と異なり、国王の行為の追認・正当化の役割を有していたに過ぎなかったこと 統治期末期の「黄金演説」に端的に表れているように、エリザベスは、民衆をひきつけるすべを心得ていたこと 上記より、エリザベス統治期に議会と王との間に深刻な対立があったとは考えられないこと	その証拠としてのエリザベスの議会統治の方略			
		教書とほのめかし	女王の意図通りに議会が運営され、意思を反映した政治が行えるように、直接的な介入方法（教書）と間接的な介入方法（議長への伝言や意思の言外へのほのめかし）を用いたこと				
		逮捕と拒否権	上記介入に失敗し、批判が起こった場合の最終手段として議員らの逮捕（ウェントワースなど）や法律案の拒否権（5回確認されている）を行使したこと				
		枢密顧問官の役割	議会での答弁の時間を管理することによって、反対派を圧殺する役割を担っていた枢密顧問官 その代表的人物ウィリアム・セシルが議会管理のために行った手法のいくつか 身分保障のあった枢密顧問官と結果としての影響力の増大				
		議長の役割	王による指名で議長が選ばれていたこと 枢密顧問官からは、女王の意思を、ほのめかしによって議長に伝え、議事進行を管理していたこと				
		上院	下院の権限が増大していったという従来の見方に反し、上院の方が権限が強かったと思われる証拠があること 上院は内部対立を抱えながら、下院を統治・利用し、自らの上院での権限の強化にいそしんだこと				
国会議員の心構え	結果として、国会議員たちはおごなりの議会で重要性を見いだせず、ロンドンでの長期滞在を嫌がり、欠席も多かったこと 徴税に関しては女王と対立することもあったが、選挙と選挙区固有の問題にばかり関心を向けていたこと						
16世紀、議会の役割は何か？	宗教など国家の重大事項について信任する機関として16世紀を通じて議会の役割は飛躍的に増出していったが、それでも現在と比べそれほど重要な機関ではなかったこと 国民の意見を聴取し、女王の考えを民衆に伝える貴重な機会でもあったこと	その傍証としての当時の議会の役割の確認					

学習課題の実施②
変遷する解釈の証・吟考
学習課題の実施

エリザベスと議会との間には対立はあったか？	ニールの議論	1566年のパンフレットを証拠に、下院の権限が増大し、「ピューリタンの声」と呼ばれるグループが確かに存在し、エリザベスと対立を深めていたという従来の見方に対し、近年疑義が唱えられていること	エリザベス I 世の議会政策に関する歴史解釈の変遷
	宗教的問題	同グループの主たる関心事は宗教的な問題であり、エリザベス統治期を通じて、その抵抗勢力は徐々に勢力を拡大し、女王を悩ませたという従来の見方に対し、疑義が唱えられていること	
	結婚と後継者	女王が、結婚と後継者を指名することを議会から求められて拒否し、この議題のそれ以上の取り扱いを禁止したことから、この問題を巡って議会と女王とが対立していたことは間違いないこと	
	枢密顧問官	その後の研究から、メアリーの処刑とネーデルランド派兵に関して、私的顧問団らの重用による自身の権限の無さを憂いて、大臣らが議会を利用して自身の見解を女王に飲ませようとした動きが確認できること	
	対立と専制の増加	その後の研究から、女王統治末期、議会での反対派の意見を無視し、女王が専制をおこなうようになっていったという解釈と、対立が深刻化し、議会に配慮するようになっていったという解釈が存在していること	
	近年の歴史家の議論	近年の研究では、対立はそれほど深刻ではなく、上院の方が優遇されていたことなどもある。より友好的だったという解釈が一般的になってきていること	
エリザベス I 世：評価	「黄金時代」というイメージは実態を十分に踏まえていないこと 人気があったことは確かだが、統治期末期には数々の問題を抱えていたこと 男性優位社会にあって、類まれな女性統治者であったこと 国教会を確立し、イングランドを二流国から押し上げ、不十分ながら福祉政策を行い、文化興隆も実現するなど、彼女の業績は、現在にも影響を与えていること		発展学習の課題 エリザベス I 世の業績・影響に対する全体的評価（一般論）とその現在の意味

Fellows, Nicholas, *Elizabeth I*, Collins, 2004. より筆者訳出、作成。表中の「単元名」は訳出した部分、それ以外は筆者の分析による。

そしてその現在への影響は何か、と考えると、イギリス国教会の基礎を構築したヘンリー VIII 世のように、現在の英国の宗教に関与した人物群、保守党の政治家ピールのように政党政治や政府の形態、すなわち現在の英国の政治に関与した人物群、冷戦の一方の当事者としてベトナム戦争やキューバ危機に対応したケネディやジョンソンのように、現在の英国も含まれる国際関係を基礎付ける東西冷戦や第 2 次世界大戦といった出来事に関与した人物群の 3 つに類型可能であると

いえる。これらのことから、本シリーズが、英国の現状（現代社会）に影響を与えている出来事に関与した人物と、このことを選択基準としてシリーズを構成しているといえるのではないだろうか。またこの時、例えばピールとディズレーリとグラッドストーンが取り上げられているように、例外はあるが、同時代の異なる（対立する）価値観（立場）の人間を対にして取り上げていることにも着目する必要がある。

表 2 「歴史を作った人々」シリーズの人物選択基準

教科書名	人物の特性		人物選択基準				
ヘンリー VIII 世	イギリス国教会の成立に寄与	英国国教会	現在の英国の宗教				
エリザベス I 世	イングランドの発展に寄与、国教会の確立						
フェリペ II 世	カトリックの庇護者、エリザベスと対立						カトリック
クロムウェル	ピューリタンによる政治の模索、革命	ピューリタン	現在の英国の政治				
ビスマルク	ドイツの政治家、諸制度の近代化、社会保障の創始者	大きな政府					
フランクリン・ルーズベルト	アメリカの大統領、ニューディール政策の推進者	小さな政府					
サッチャー	イギリスの首相、新自由主義政策の実施	保守	政党政治				
ピール	保守党の政治家	革新					
ディズレーリ	自由党の政治家	革新					
グラッドストーン	自由党の政治家	革新	第二次世界大戦				
レーニン	ロシア革命の指導者	戦勝国					東側
スターリン	第二次世界大戦期から冷戦初期のソビエトの政治的指導者						
ジョン・F・ケネディとリンдон・B・ジョンソン	キューバ危機とベトナム戦争時のアメリカ大統領	敗戦国	西側	第二次世界大戦	東西冷戦	現在の英国を含む国際関係の基礎	
ヒトラー(1)(2)	第二次世界大戦時のドイツの指導者						
ムッソリーニ	第二次世界大戦時のイタリアの指導者						

Fellows, Nicholas, *Elizabeth I*, Collins, 2004. などより筆者訳出、作成。表中の「教科書名」以外は筆者の分析による。

以上のように、本シリーズでは、英国の現状（現代社会）に影響を与えている出来事に関与した人物を立場の違いを意識しながら選択し、その人物の行為の社会的意義・影響について証拠に基づいて評価・解釈する学習となっていた。英国の現在は、対立するそれらの人物たちの行為・論争・対立の結果、形成されているのであるから、こうした人物分析学習とでも定義すべき学習を通して、認識の多元性を踏まえた社会の構築性・発展性という認識を形成させうる学習といえよう。

Ⅲ. 人物分析学習としての歴史授業開発—「大久保利通と島田一郎ら不平士族」—

(1) 授業開発の要点

前章での分析を踏まえ、授業開発を行う。「歴史を作った人々」シリーズにおいて特長的だったのは、人物選択基準より、①日本の現状に影響を与えている人物を取り上げていること、②同時代の異なる（対立する）価値観（立場）の人間を対にして取り上げていること、の2点、その学習構造より、③その人物の行為の社会的意義・影響について評価し解釈を構築する学習となっていること、④異なる解釈を2つ並列で提示してその比較考量を求めたり、一方を新しい解釈として提示し、その変化を追認するかどうかを検証したりするなどして、ある解釈を批判的に吟味・検証する学習となっていること、の4点にまとめられるのではないだろうか。

そのため、開発した授業においては、①②を踏まえ、現在の政治・社会制度の起点ともいえる明治維新を主導した大久保利通と彼を暗殺することでその政治・社会変革を否定した島田一郎ら不平士族を取り上げることとした。大久保利通に関しては、小学校の歴史学習において提示されている42人の中に挙げられていることもあって、小学校段階の子どもを対象とした授業例⁵⁾はいくつか確認されているが、いずれも先述の人物理解学習と定義できるものであり、高等学校段階を対象とした事例は、管見の限り存在しない。

また、人物分析学習としての歴史人物学習を組織するべく、大久保利通や島田一郎の行為のその社会的意義・影響を分析することを主眼とし、島田一郎らを取

り上げ分析することで、大久保利通の行為の社会的意義・影響に関して異なる見方を提起することも意識した。詳細は次項に記す。

(2) 開発した授業の概要

以下に、開発した小单元「大久保利通と島田一郎ら不平士族」を示す。本小单元の目標は、大久保利通と彼を暗殺するまでに至った島田一郎ら不平士族の相対する二人の人物（群）を取り上げ、①両者は何を行ったか、両者が行ったことはいかなる社会的影響・意味を持ちえたか、を考えること、②両者の対立構造を分析する過程で、大久保の政策（行為）に対する異なる評価（解釈）・現代的影響を吟味・検討すること、である。

本小单元は、導入、展開Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、終結の大きく5つの部分から構成されている。導入では、「歴史を作った人々」シリーズと同様に、歴史の解釈は多様であるということとその要因を説明している。解釈を構築・吟味する必要性を自覚させる、人物分析学習すべてに共通する全体的な導入部分といえる。続く展開Ⅰでは、両者の人となり、すなわち両者の生涯について、基本的な情報を提示している。これから吟味検討する人物（群）について基礎的な情報を把握する部分と言え、課題を明確化する部分に相当する。

次の展開Ⅱは、大久保利通の政策を個別に吟味することで、彼が行ったことの具体的な把握とその社会的意義・影響を、特に江戸時代と比較しながら、それによってどのような社会変革が起きたかを分析することで把握する部分となっている。大久保利通が行った政策の意義・影響を中央集権化と絡めて説明している。

その上で展開Ⅲでは、なぜ暗殺されたのか問うことで不平士族の考えを整理するとともに、敵対する不平士族の側からは大久保利通の政策はどのように評価されていたか考える過程で、確かに中央集権のためとはいえ、独裁的な側面を有していたことと、その後の社会的影響（官僚制の逆機能や官尊民卑の権威主義的傾向）を分析的に吟味・検討させる部分となっている。大久保による政治に対する異なる見解（解釈）を提起し、比較検討する部分ともいえる。そして、終結においては、これまでの学習についてのまとめを行っている。

1. 小单元名「大久保利通と島田一郎ら不平士族」

2. 小单元の目標

知識・理解

①両者（大久保利通と島田一郎ら不平士族）の行ったこととその社会的影響を具体的に理解する。

i) 地租改正によって、収穫高に応じた物納から地価に応じた金納へと変化したことで、安定した財政基盤の確立が可能になったこと。

ii) 版籍奉還と廃藩置県は、封建制という中世以来の支配形態を否定し、中央集権体制への移行を可能にする素地を形成したこと。

iii) 徴兵令と学制は、江戸時代に武士が支配階級たりえた教養と武力の二要素を、武士以外にも開放するという意味を持ち、結果として武士が有してきた特権を維持する根拠を奪うことに寄与したこと。

展開Ⅱ 大久保利通 の行為：その 社会的影響	Ⅱ-3 版籍奉還・ 廢藩置県と その影響	<p>版籍奉還とは何か？</p> <p>江戸時代はどうだったのか？</p> <p>それによって、何が変わるか？</p> <p>つまり何を目指しているのか？</p> <p>廢藩置県とは何か？</p> <p>それによって、何がどう変わるのか？</p> <p>つまり何を目指しているのか？</p>	<p>T：質問する S：資料を見て S：答える</p> <p>T：質問する S：考える S：答える</p> <p>T：質問する S：考える S：答える</p> <p>T：説明する</p> <p>T：質問する S：資料を見て S：答える</p> <p>T：質問する S：考える S：答える</p> <p>T：説明する</p>	<p>⑦ 諸大名から天皇へ領地（版図）と領民（戸籍）を返還するよう命じたこと。加えて、藩主を非世襲の知藩事（朝廷の家臣）とし、陪臣であった藩士も王臣（朝廷の家臣）としたこと。</p> <p>幕藩体制に基づく支配。將軍より知行を与えられ、その知行内において独自に統治を行う権限を一定程度保有。</p> <p>①朝廷による藩統制の正当化による明治政府の権力の増大 ②土地と人民の返還による封建制の否定 ③藩内の主従関係の否定による封建的主従関係の部分的否定</p> <p>旧体制・旧弊の否定と権力移譲</p> <p>⑧ それまでの藩を廃止して地方統治を中央管下の府と県に一元化したこと。知藩事であった元の藩主に代わって、中央政府から県令を派遣したこと</p> <p>朝廷による一元的支配の基盤の確立</p> <p>中央集権体制への移行。</p>
	Ⅱ-4 徴兵令とそ の影響	<p>徴兵令とは何か？</p> <p>それによって、何がどう変わるのか？</p> <p>つまり何を目指しているのか？</p>	<p>T：質問する S：資料を見て S：答える</p> <p>T：質問する S：考える S：答える</p> <p>T：説明する</p>	<p>⑨ 国民の兵役義務を定めた法律</p> <p>古代以来の武士の特権の源泉（武力行使者としての武士）の否定</p> <p>武士の特権の剥奪と四民平等の意識の醸成 富国強兵の実現</p>
	Ⅱ-5 学制とそ の影響	<p>学制とは何か？</p> <p>それによって、何がどう変わるのか？</p> <p>つまり何を目指しているのか？</p>	<p>T：質問する S：資料を見て S：答える</p> <p>T：質問する S：考える S：答える</p> <p>T：説明する</p>	<p>⑩ 日本最初の近代的教育制度を定めた法律</p> <p>教育による立身出世の可能性の解放 江戸時代の武士の特権の源泉（統治者としての十分な教養）の解放</p> <p>武士の特権の剥奪と四民平等意識の醸成</p>
	Ⅱ-6 内務省とそ の影響	<p>内務省とは何か？</p> <p>内務省の設置、内務卿への就任は何を意味するか？</p>	<p>T：質問する S：答える</p> <p>T：質問する S：考える S：答える T：説明する</p>	<p>⑪ 通称「官庁の中の官庁」 地方行政、土木、衛生、警察、殖産興業、鉄道、通信などを担当。 議会の無い時代（明治初期）にあつては、大規模な官僚中心の政策立案・実行機構。 そのあまりの管轄領域の広さのため、第2次世界大戦後、GHQによって解体される。</p> <p>内務省（地方に強い権限を有する、管轄の広い省庁）の設置 中央からの幅広い命令を浸透させやすい（中央集権と強固な官僚機構） 内務卿への就任 自身（大久保）への権限・権力の集中</p>
	Ⅱ-7 まとめ	<p>大久保利通が行った諸政策によって、どのような社会的変革をもたらされ、日本社会はようになったか？</p>	<p>T：質問する S：答える</p>	<p>旧体制・旧弊の一掃による、中央集権国家の建設とそれによる近代化。 その実現のための自身やその部下（官吏）への権限の集中。</p>
Ⅲ-1 大久保の暗殺	<p>ならばなぜ、暗殺されたのか？</p> <p>そもそも誰が暗殺を実行したのか？</p>	<p>T：質問する S：答えはもともたない</p> <p>T：資料配布 S：資料読解 S：答える</p>	<p>⑫ 島田一郎ら、征韓論や西南戦争に共鳴した石川県の不平士族。</p>	
	Ⅲ-2 暗殺者の意図	<p>それは何のためか？ 大久保利通の殺害現場にあつた斬疵状を見てみよう。何とかがいっているか？</p> <p>その指摘は的を射ているのだろうか？大久保利通が行ったことを踏まえて考えてみよう。</p>	<p>T：質問する S：資料読解 S：答える</p>	<p>⑬ 独裁的との批判 ①公議を杜絶し民権を抑圧し、もつて政事を私する。 ②法令をみだりに制定するなど政治をほしのままにしている。 ③不要な土木事業・建築により国財を無駄使いしている。 他者排斥との批判 ④本当に国を憂う者を排斥し、内乱を引き起こさせた。 ⑤外交を失敗し国権を貶めている。</p> <p>例えば、④について 確かに、政治的論争に敗れた者（不平士族）を下野させ、彼らが中心となって乱が多数発生し、大久保はそれを鎮圧したのであるから、内乱を誘発し、独裁的にうつことは間違いないが、不平士族らが本当に国を憂う者かどうかは評価が分かれる。 立場が変われば、同じ政策も異なって見えるということ。少なくとも、島田らにはそう見えたということ。</p>

展開Ⅲ 鳥田一郎の 行為と大久 保利通による 政治の負の 社会的影響	なぜ、鳥田一郎らは、大久保の政治をそのように評価したのか？	T：質問する S：考える S：答える	旧体制・旧弊の一掃ということは、別の立場（特権階級であった元武士や元藩主、排斥された他者など）から見ると、自分ら元支配階級からの特権の剥奪にうつる。 自らが現に有していた特権をなく奪された上に、大久保自身は、他者を蹴落とし、内務卿として権力をほしいままにしているとうつつたのではないか。 大久保の理想がうまく伝わっていない。
	ならば、ただのねたみか？	T：質問する T：説明する	確かにその可能性は否定できない。 討幕をこれまでもなされてきた権力移譲との一種と見なすと、徳川氏などの領地を勝利した側の武士が恩賞として受け取るはずなのに、代わりに、四民平等や廃藩置県などで領地や特権を取り上げられたのだから、しかし、鳥田一郎は石川県の士族（討幕で敗れた側、恩賞はもともとあまり期待できない）であり、征韓論論争までは陸軍の士官（ある程度の成功を収めている）、ということは、ねたみだけでも言い切れないのではないか。
	Ⅲ-3 暗殺行為により期待された社会的影響	鳥田一郎らは何を目指そうとしたのか？	T：説明する
Ⅲ-4 大久保の政治の負の影響	大久保による政治の負の側面とは何か、大久保利通のなしたことは当時、どう評価されたか？	T：資料配布 S：資料読解 S：答える	⑬ 1874年の板垣退助・後藤象二郎らによる『民選議院設立建白書』にある有司専制の文言。 「臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス下人民ニ在ラス、而独有司ニ帰ス」 政府中枢（有司）の合議だけで国家の方針を決めており、国民の「輿論公議」を重んじるとした『五箇条の御誓文』の精神に反する（非民主的）との批判
	つまりどういうことか？ 斬姦状の文言なども参考に考えてみよう。 それは本当か？	T：質問する S：考える S：答える T：資料配布 S：資料読解 T：説明する	⑭⑮ 独裁的 少数の指導者とそれを支える官僚 非民主的 社会的次元における負の影響 ①大久保利通の政治と明治寡頭制（藩閥政治） ②膨大な権限を有する内務省の設置と官僚制の逆機能（官僚主導） ③官僚に膨大すぎる権限を与えた結果としての官尊民卑の権威主義的傾向 これらはいずれも、現代政治にもその残滓が確認できるのではないか
終結 大久保利通と鳥田一郎とは何者か	大久保利通は何をしようとしたのか、彼によって日本社会はどうなったのか？	T：説明する	正の影響 財政基盤の確立と旧弊の一掃による中央集権化 負の影響 寡頭制と官僚主導、官尊民卑の風土（お上意識） 上記影響はいずれも現在社会においても残存するものといえる
	大久保利通とは何者か？	T：説明する	大久保利通の業績・影響に対する全体的評価とその現代的意味
	鳥田一郎らはその大久保をなぜ暗殺したのか？	T：説明する	中央集権化によって討幕を主導した武士から権限をなく奪し不興を買うとともに、その武士らによる反乱を冷徹に鎮圧したこと、大久保に対し悪評（冷徹、横暴、独裁者など）が立っていた。 大久保の高い理想が周囲に十分に伝わらず、そのための権力集中がマイナスの効果も有していたため、大久保らを排し、自らの意見の通る社会を目指そうとした（守旧派としての不平士族）。

資料

- ①：佐々木克『大久保利通－明治維新と志の政治家』山川出版社，2009，など。
- ②：「鳥田一郎①紀尾井町事件」【URL：<http://ameblo.jp/kanazawa-saihakken/entry-11883474463.html#main>】
- ③：大津透ほか『新日本史』山川出版社，2007，pp. 249-262。
- ④：「五箇条のご誓文」，「五榜の揭示」，「政体書」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，pp. 292-296。
- ⑤：「地租改正布告及条例」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，pp. 301-303。
- ⑥：「米価の変動と吉宗の米価対策」，金箱芳明ほか『日本史総覧』とうほう，2007，p. 143。
- ⑦：「版籍奉還」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，p. 297。
- ⑧：「廃藩置県の詔」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，p. 298。
- ⑨：「封建的身分制度の廃止」，「徴兵告諭」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，pp. 299-301。
- ⑩：「学問のすゝめ」，「学制の公布」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，pp. 309-311。
- ⑪：百瀬孝『内務省－名門官庁はなぜ解体されたか』PHP 研究所，2001。
- ⑫：「鳥田一郎の斬姦状」，国会図書館デジタルコレクション【URL：<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1920337/221>】
- ⑬：「民選議院設立建白書」，荒井裕晶ほか『資料日本史』とうほう，2005，pp. 312-313。
- ⑭：辻清明『日本官僚制の研究』東京大学出版会，1995。
- ⑮：ロバート・マートン著，森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』みすず書房，1961。

IV. 結語

本小論は、イギリスの歴史教科書の分析から得られた知見を手がかりに授業試案を構築することで、高等学校の歴史教育において、歴史上の人物を扱うことの可能性を論じるものであった。

研究の結果、人物分析学習と定義できる、共感的理解を目指す人物学習とは異なる特質を有する歴史学習の方略を具体的に明らかにすることができ、試案ではあるが、それを指導案「大久保利通と島田一郎ら不平士族」として、具体化できた。

歴史教育において歴史上の人物という教材を選択するという学習方略は、現在は小学校の歴史学習と深く結びついている。確かに、人物という歴史上の主体を取り上げることで、共感的に理解させることを教育目標とすることも可能である。しかし、歴史上の人物は教材でしかなく、教材をわからせるためではなく、社会科教育の目標である社会認識形成や市民的資質育成を実現するために意味がある学習方略が、歴史上の人物を取り上げることで実現可能なのであれば、小学校段階以外でも、積極的に取り上げる必要があるといえるのではないだろうか。本小論は、共感的な理解を目的としない歴史人物学習の一つの在り方を、具体的に例示したに過ぎないが、こうした研究を積み重ねていくことで、社会科教育としての歴史のための歴史人物学習の在り方がより明確化してくるものと考えられる。

そのための残された課題として、以下二つを指摘したい。一つは、今回の人物分析学習以外の歴史人物学

習の方略を具体的に明らかにすることである。今回事例とした教科書を含めて、イギリスの歴史教育においては、歴史上の人物を扱った教科書が多数存在する⁶⁾。これらの分析を手がかりに、歴史上の人物の教材としての多様な可能性を吟味検討したい。

二つ目は、それらの分析を踏まえた、カリキュラム編成原理の解明と提案である。小学校と中学校と高等学校において、歴史人物学習を行う場合、どのように段階的に配列してカリキュラム化すべきか、またそれはなぜか。学校段階に応じた、歴史人物学習のカリキュラム編成の在り方を模索する必要があるだろう。

注

- 1) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版社、2008年、pp. 120-122.
- 2) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版、2008年、pp. 142-146.
- 3) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』教育出版、2010年、pp. 144-153.
- 4) Fellows, Nicholas, *Elizabeth I, Collins*, 2004.
- 5) 例えば、大久保智加「共感的理解の相対化と客観化を図る小学校社会科人物学習の授業開発研究：－第6学年単元『西郷隆盛・大久保利通と明治維新』の場合－」『児童教育研究』第21号、2012年、pp. 37-43、など。
- 6) 例えば、Longman社が出版した「Reputations in History」シリーズやWayland社が出版した「The Who's Who of」シリーズなど、中等（KS3、11～14歳）の学生を対象としたものも多く確認される。